

## 公益社団法人佐賀県トラック協会への入会について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、貴社におかれましては貨物自動車運送事業の許可（事業計画変更認可）を受けられましたことを、心よりお慶び申し上げます。

さて、当協会は、関係行政機関並びに関係諸団体との緊密な連絡体制を促進し、事業の健全化・適正化と公共の福祉に寄与し、輸送秩序の確立及び社会的地位の向上を図ることを目的とし、諸事業を行っているところでございます。

つきましては、当協会設立の趣旨に基づき、ご理解を賜り会員として入会して頂きたいようお願い申し上げます。

今後、更に厳しい経済環境と社会環境の中で企業経営を発展させるため、積極的に諸事業活動に参画しながら、運送事業の社会的経済的発展を目指し、活力ある事業展開を推進し、業績の向上に邁進されますよう要望致します。

尚、提出書類及び入会金・会費等の内容につきましては、下記のとおりですのでよろしくお願い致します。

### 記

1. 提出書類
  - ・ 入会申込書 1部
  - ・ 許可書または認可書の写し 1部
  - ・ 入会宣誓書 1部
  
2. 入 会 金 100,000円
  
3. 会 費
  - (1) 均等割
    - 一 般 会 員：月額 1,800円
    - 霊柩事業会員：月額 1,500円
  - (2) 車両割（届出車両配置台数）
    - 普 通 車：1両月額 440円（最大積載量2トン超車両）
    - 小 型 車：1両月額 310円（最大積載量2トン以下または4ナンバー）
    - けん引 車：1両月額 350円
    - 被けん引 車：1両月額 250円
    - 霊 柩 車：1両月額 170円
  
4. 会費計算及び納入時期、納入方法
  - ① 2ヶ月毎（5月25日、7月25日、9月25日、11月25日、1月25日、3月25日）  
※ただし、25日が休日であれば、その翌日以降の営業日
  - ② 会費計算は、毎年 上半期4月1日現在、下半期10月1日現在における車両台数に応じて計算し、半期分の請求書を発行します。
  - ③ 納入方法は、原則、口座引き落としをお願いいたします。（取引銀行については、お尋ねください。）

新規貨物自動車運送事業者の皆様へ

## 公益社団法人佐賀県トラック協会及び分会への加入について

公益社団法人佐賀県トラック協会は、トラック運送事業の健全な発展を促し、社会的・経済的地位の向上を図るため、佐賀県内の運送事業者（約500社）で組織する公益法人です。

また分会とは、運送事業者が作る佐賀県内を8つの地区に分けた地域別の任意団体です。

なお、佐賀県トラック協会に加入されますと

- ◆毎月発行の広報誌「SAGAトラック時報」をはじめ、協会からの連絡、各種情報の提供
- ◆運輸事業振興助成金等を活用した各種助成事業
- ◆各種講習会、セミナー等への参加
- ◆増減車、役員変更届手続等に伴う指導

など、幅広く協会サービスが受けられるとともに、会員相互の情報交換と親睦等も図ることができます。

さらに、地元分会にご加入されれば、近隣事業者間のさらなる関係構築の一助となります。

是非、佐賀県トラック協会及び地元分会へのご加入をお勧めいたします。

## 陸運労災防止協会佐賀県支部への入会について

◆入会金は無料

◆年会費は年間労働者1名につき100円

①労働者が10名以内の場合は、一律年間1,000円

労働者が11名以上の場合は、100円×労働者数

②毎年10月1日現在で、労働者数調査を行い、会員事業者の申告により労働者数を確定します

※労働数についてのご注意

ア ここにいう労働者数は、役員・パート・アルバイトを除く従業員

イ 多事業にわたっている事業者は、運送部門に従事する従業員人数

ウ 県内に複数の営業所がある事業者は、全営業所における運送部門の従業員の合計数

③中途入会の場合も、年会費を徴収いたします

※例年12月ころ、ご請求をいたします

◆陸災防佐賀県支部で実施する登録講習（フォークリフト等）・安全教育の受講料について、最高10,000円が助成（佐賀県トラック協会）されます

※入会されますと、優先的に受講予約が可能となります

◆労働災害防止に関する情報提供、各種表彰制度がございます